

# 陸送協会ニュース

第142号  
2015年1月  
編集・発行者  
一般社団法人日本陸送協会事務局  
東京都新宿区新宿1-11-15  
電話 03-3356-3977／7922



## 新春

2015年

年頭挨拶



会長  
佐々木 良一

会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様におかれましては穏やかに新春をお迎えのこととお慶び申しあげます。平成27年の新春を迎えるにあたり、ご挨拶申し上げます。

昨年のわが国の経済は、年初は消費税引き上げ前の駆け込み需要や設備投資の増加などを背景として景気回復感が強まつたものの、14年4～6月期、7～9月期の実質GDP成長率が2四半期連続でマイナス成長となり、消費増税後の景気低迷ぶりが明らかになりました。足元では生産活動は持ち直しつつあり、個人消費が緩やかな回復を続けるなど、一部には景気回復の動きがみられるようになります。

こうした中、昨年の国内の自動車産業は、年初は消費税引き上げ前の旺盛な需要を受け、生産活動が活発化した反面、4月以来は駆け込み需要の反動減が想定以上に続き、いまだ本格的な回復基調に至っていないのが現状であります。

陸送業界においては、需要変動や顧客ニーズへの柔軟な対応が求められる中、

## 1. 國土交通省後援「教育・認定制度」の推進

昨年も、全国各支部で自走・積載ドライバー教育並びに積載運行管理者教育を開催し、これまでにゴールド・ドライバー405名、ゴールド・マネージャー28名がそれぞれ誕生しました。5年目となる本年も、会員事業所ごとに、1名以上のゴールド・ドライバー／マネージャーの育成に向け、各種教育を開催し、業界全体のレベルアップを図りたいと考えております。また、インストラクターの養成をはじめ各支部での開催に向けた運営支援を行い制度の定着化を目指してまいります。

会員事業者の皆様におかれましては、引き続き「教育・認定制度」に対する積極的なご参加をお願いいたします。

## 2. 陸送事業の概況調査

昨年9月、会員の皆様にご協力を頂き、第2回目の調査を実施いたしました。現

特にドライバー不足が深刻化しており、新規大型運転免許取得者の減少、高齢化が追い打ちを掛け、事業の継続を不安視する声も聞かれ、業界全体に危機感が広がっております。陸送事業者は日本の基幹産業である自動車産業の重要な一部門を担つており、将来にわたり業界が発展し続けるためにも、会員相互が連携を図り、これらの課題解決に向け一歩一歩活動を進めていきたいと考えております。

当協会では、本部役員と各支部長・支

部役員の皆様方からご意見を頂きながら、「日本陸送協会 短・中期活動計画」に基づき、以下項目を重点に活動を推進してまいります。

## 陸送協会ニュース

在、調査結果の集計、分析を進め、前回調査時点からの変化を捉え、厳しい陸送事業の経営状況やドライバーの労働条件・労務条件について、引き続き行政並びに自動車関係団体に対し説明活動を実施して参ります。また、本調査から得られる情報は、業界の実状を訴える有効な内容であり、会員各社の経営指標として有効活用頂けると幸いです。

**3. 自走車に関する高速料金割引適用に向けた取り組み**

回送ナンバーによる自走業務において、高速道路利用時の割引制度は、ETC装置等の問題もあり認められておらず、日本陸送協会の長年の課題となつており、全国各支部の会員事業者様からも課題解決に向けた意見も多く寄せられました。昨年7月、自走車の高速道路使用実績を把握するため、自走事業者を対象に実態調査を実施し、その調査結果を基に自走委員会が中心となり割引適用に向けた方策を検討し、国土交通省をはじめ高速道路会社等に対し割引適用に向けた理解と協力を求めてまいります。

### 4. 積載車における積み降ろし作業時の安全確保に向けた取り組み

「ドライバーの安全確保」並びに「コンプライアンス」の観点から、私たち陸送事業者と荷主である生産・販売会社様双方の理解、協力により、交通事故・作業事故防止に向け、一歩踏み込んだ取り組みが必要であると考えております。

昨年7月、手始めに新車部門を対象に、メカニカル元請各社の協力を得て、積載車路上積み降ろし作業に関する実態調査を

実施し、店舗ごとの問題点を把握致しました。今後、関係諸団体へ改善に向けた協力要請活動を行い、ドライバーの安全な職場環境確保に向け引き続き活動して参ります。

### 5. コンプライアンス体制の確立

公道を職場とする陸送事業者にとって関係法令の遵守は事業者としての社会的な責任であり、規模の大小を問わず取り組まなければならぬ最重要課題であります。また、監督官庁においても行政処分基準が強化されるなど不適正な事業者を排除する動きを明確にしております。当協会と致しましては、関係法令をわかりやすく解説し、また、遵守すべきことがしっかりと遵守できているか自己診断できる「陸送事業者のためのコンプライアンスガイドブック」を作成し、会員各社に配布致しました。コンプライアンスの実現は「安全の確保」「事故防止」に直結するため、体制確立に向けて有効に役立てて頂きたいと考えております。

### 6. 創立50周年記念事業

当協会は1965年（昭和40年）6月に設立され、2015年（平成27年）に創立50周年を迎えるにあたり、「創立50周年記念式典の開催」並びにこれまでの活動を振り返る「創立50周年記念史（DVD）」の制作」を準備して参りました。本年2月19日の通常総会の後、「創立50周年記念式典及び祝賀会」を開催致します。会員各社様におかれましては年度末の大変お忙しい時期とは存じますが、是非多くの方々の出席をお願い致します。

最近の我が国の自動車を取り巻く環境は、少子高齢化、低炭素化社会、想定を超えた災害の発生等により、変革の時期を迎えております。これらへの対応は、我々行政にも強く求められており、国民の安全と安心を守り、環境と調和のとれた「くるま社会」

**年頭の辞**

**国土交通省　自動車局次長　和辻　健一**



#### (1) 車両安全対策の推進の展開

近年、交通事故による死傷者数は減少傾向にあるものの、平成25年には、4373人の方が亡くなられるなど、その現状は依然として深刻な状況にあります。特に、この数年では、前年からの死者数の削減幅が小さくなる傾向にあるため、死傷者数の削減に向けた追加的な対策が望まれているところです。このような状況の中、本年は、

政府として第10次交通安全基本計画の策定を予定しており、究極的には交通事故のない社会を目指しつつ、新たな交通事故死者数削減に関する目標を掲げ、政府全体として、人、車、道に関する安全対策を総合的に推進していくこととしています。

自動車局としましては、これらの現状を踏まえ、新技術の活用等により一層の車両安全対策を推進し、今後の交通事故削減に大きく貢献することを目指します。具体的には、まず、二輪自動車へのABSの装備義務付けや大型車への車線逸脱警報装置の装備義務付け、二輪の燃料電池自動車に係る国内基準や自動通報に係る国際基準の策

陸送協会ニュース

定等「安全基準等の拡充・強化」を図つて参ります。また、ドライバー異常時対応システムや通信利用型運転支援システムに係るガイドラインの策定等「先進安全自動車（ASV）推進計画」を推進して参ります。「自動車アセスメント」におきましても、昨年より実施している衝突被害軽減ブレーキ等に加えて車両周辺視界情報提供装置の評価も行うなど、予防安全技術の一層の拡充を図つて参ります。

ました。今後、国土交通省・事業者など関係者一丸となって、中間見直し後のプランの施策を着実に実施し、事業用自動車の安全・安心の確保に万全を期して参りたいと考えております。

平成24年4月に発生した関越道高速ツアーバス事故を踏まえて策定された「高速・貸切バス安全・安心回復プラン」について、平成25・26年度までの2年間にわたって迅速かつ着実に実施し、その実施状況について、同時にフォローアップ・効果検証を実施して

て参りました。本年も本プランにより措置された継続的に監視する事業者の把握や街頭監査を実施し、効率的・効果的な監査・実効性のある処分等を行っていくこととしています。

## (2) 事業用自動車の安全対策の推進

近年、交通事故による死傷者数は減少傾向にありますが、未だ多くの方が交通事故の犠牲になつております。交通事故の現状は依然として深刻な状況にあります。

このような中、事業用自動車の事故削減に向けた取り組みを一層進めるべく、平成21年3月に策定した「事業用自動車総合安全管理マネジメント制度の推進」に基づき、衝突被害軽減ブレーキやデジタコ・ドラレコの普及、運輸の義務付け等、事業用自動車の事例

済に向けた取組を推進してきました

昨年11月には同ブランの「オローラップ」会議を開催し、人身事故件数・死亡者数半減等の平成30年の最終目標達成に向けて、プランの中間見直しなど今後取り組むべき主要課題や必要な対策について検討を行った。

を進める」ととしてあります

また、社会的影響の大きな事業用自動車の重大事故については、昨年6月に設置した「事業用自動車事故調査委員会」において、事故原因の調査及び再発防止策の提言を行っていくとともに、国土交通省等関係

### (3)自動車の検査・整備制度

自動車検査については、検査の高度化により不正二次架装・不正車検の防止等を図るため、新規検査時における画像取得、審査結果の電子的情報収集等の本格運用を開始しており、本年から、取得した画像による継続検査等での照合審査の抜本的な効率性の向上を図るほか、受検者への審査結果の情報提供を本格実施するなど、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等と連携して検査の質の向上に取り組んでいくことをとしています。

ムドクターとしての役割は一層重要な地位を占めています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では、自動車ユーザーに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めて参ります。

特に、点検整備の励行を促す環境を整備するため、自動車検査証備考欄に車検時の点検整備実施状況に加えて点検整備に係る

保を図つて参りたいと考えております

(3)自動車の検査・整備制度  
自動車検査については、検査の高度化により不正二次架装・不正車検の防止等を図るため、新規検査時における画像取得・審査結果の電子的情報収集等の本格運用を開始しており、本年から、取得した画像による継続検査等での照合審査の抜本的な効率性の向上を図るほか、受検者への審査結果の情報提供を本格実施するなど、自動車検査独立行政法人、軽自動車検査協会等と連携して検査の質の向上に取り組んでいくことをとしています。

ザーの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期化が益々進む中、これを支える自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要なとされています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では自動車ユーザーに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めて参ります。

特に、点検整備の励行を促す環境を整備するため、自動車検査証備考欄に車検時の点検整備実施状況に加えて点検整備に係る

## (4)自転車の適切な総括管理の推進

(自重車の適切な維持管理の推進)  
安全で環境との調和のとれた快適な車社会の形成のための基本となるのは、ユーモドクターの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化が益々進む中、これを支える自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要なとされています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では、自動車ユーモドクターに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めて参ります。

ドライン等の浸透・取組状況等について  
切に、かつ、厳正に対処して参ります。

ドライバー等の浸透・取組状況等について  
フォローアップ調査を実施したところであ  
り、今後とも関係者の理解増進に努め、国  
際海上コンテナ陸上運送の更なる安全性確  
保を図つて参りたいと考えております。

### (3)自動車の検査・整備制度

自動車検査については、検査の高度化に  
より不正二次架装・不正車検の防止等を図  
るため、新規検査時における画像取得、審  
査結果の電子的情報収集等の本格運用を開  
始しており、本年から、取得した画像によ  
る継続検査等での照合審査の抜本的な効率  
性の向上を図るほか、受検者への審査結果  
の情報提供を本格実施するなど、自動車檢  
査独立行政法人、軽自動車検査協会等と連  
携して検査の質の向上に取り組んでいくこ  
ととしています。

(4) 自動車の適切な維持管理の推進

安全で環境との調和のとれた快適な車社会の形成のための基本となるのは、ユーモドクターの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化が益々進む中、これを支える自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要なとされています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では、自動車ユーモドクターに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めて参ります。

特に、点検整備の励行を促す環境を整備するため、自動車検査証記考欄に車検時の点検整備実施状況に加えて点検整備に係る

者においては、提言を受け再発防止策を講じ、現場への浸透を図つて参ります。

残念なことに、依然として指定整備事業者におけるペーパー車検などの不正事案が

残念なことに、依然として指定整備事業者におけるペーパー車検などの不正事案が発生しています。こうした不正行為はほんの一握りの事業者によるものであっても、自動車の点検整備、検査制度に対する国民の信頼を損ないかねない行為であることがありますから、指導監督の徹底を図り、悪質な違反に対する対応は、引き続き厳正に対処するとともに、認証を受けないで分解整備事業を行っている事業者に対する情報収集、調査・指導について、地方運輸局と連携を図り、適切に、かつ、厳正に対処して参ります。

(4)自動車の適切な維持管理の推進

安全で環境との調和のとれた快適な車社会の形成のための基本となるのは、ユーチャーの自己責任による自動車の適切な維持管理であり、自動車の長期使用化が益々進む中、これを支える自動車整備業界のホームドクターとしての役割は一層重要なとされています。本年も、関係各位の協力を得ながら「不正改造車を排除する運動」を全国的に展開し、不正改造車の排除に努めるとともに、「自動車点検整備推進運動」では、自動車ユーチャーに対し、点検整備の必要性についてさらに啓発に努めて参ります。

特に、点検整備の励行を促す環境を整備するため、自動車検査証備考欄に車検時の点検整備実施状況に加えて点検整備に係る指導の履歴を記載する等の措置を講じてまいります。

さらに、一級自動車整備士制度を活用する等により、技術力とユーチャーへの説明力の向上及び自動車整備士の地位向上を図りつつ、自動車整備業の現場を支える技能人材の確保・育成を推進し、自動車整備業の確実な発展に貢献してまいります。

より一層の信頼の確保、活性化を図つて参ります。

### (5) 新技術への対応

より高い環境・安全性能が求められる中、電気自動車、ハイブリッド自動車あるいはASV技術等の普及が進み、OBDなどの新技術を利用した自動車が増加しています。これでも、一級自動車整備士制度や整備主任者研修によって整備技術の向上を図つて参りましたが、平成25年9月にとりまとめられた自動車整備技術の高度化検討会の報告書において解決すべき課題とされた整備事業のIT化、ネットワークの推進や人材育成等についての取組みを引き続き進め、新技术への対応を図つて参ります。

また、「車載式故障診断装置を活用した点検整備に係る情報の取扱指針（OBD告示）」に基づき、点検整備や外部故障診断装置の開発に必要な情報の提供が円滑に行われるよう、その適切な運用を確保して参ります。

### (6) リコールの迅速かつ着実な実施

自動車のリコール制度については、設計・製作等に起因する不具合を早期に発見し、必要な改修等の実施により着実に事故、トラブル等の未然防止を図るため、メーカー等が、適切に不具合情報を収集・分析するとともに、速やかに原因究明を行い、ユーザーの視点に立つてリコール届出を行うことが重要です。タカタ製エアバッグに係るリコールをはじめ、メーカー等の適切かつ迅速なリコール届出を促進するため、引き続き、「自動車不具合情報ホットライン」（<http://www.mlit.go.jp/R/>）について周知活動の充実に取り組むとともに、独立行政法人交通安全環境研究所とも連携し、不具合情報

## 陸送協会ニュース

の収集と調査分析、リコール監査等の着実な実施に取り組んで参ります。

### (7) 型式認証制度の確実な運用

型式認証業務に関しては、安全・環境基準の強化や、国際基準調和等により新たに導入される基準への対応について、適正かつ的確な審査を実施するとともに、品質管理の重要性の観点から、監査業務のより効果的かつ効率的な実施に向けた取り組みを推進して参ります。

昨年11月には、圧縮水素ガスを燃料とする燃料電池自動車の世界統一基準（GTR）策定後、初めて型式指定を行つたことにより、政府が進める「水素社会の実現」に向け一層の普及が期待されます。

また、本年は、「国連の自動車基準調和世界フォーラム」（国連WP.29）において、「車両単位」での国際的な相互承認制度（IVTA：International Whole Vehicle Type Approval）の創設を含む「国連車両等の型式認定相互承認協定」（58年協定）の改正が平成28年3月に発効予定となつていてから、この58年協定の改正に確実に対応するため、道路運送車両法を改正し、同制度に対応した国内制度を創設することにより、車両認証の国際的な相互承認制度を充実して参ります。

## 2. 自動車の環境対策の推進に係る施策

### の展開

政府全体の環境政策・エネルギーの見直しの動きが進む中で、運輸部門の約9割を占める自動車分野における温暖化対策、運輸部門におけるエネルギー消費の大半を占める自動車分野の省エネ化自動車分野における地球温暖化対策等に対応する必要があると、運送事業者等による電気自動車の集中的導入に係る先駆的な取組の支援を引き続き行つて参ります。

ります。また、窒素酸化物（NO<sub>x</sub>）や粒子状物質（PM）による大気汚染は全国的に改善傾向がみられるものの、交通量の極めて多い大都市地域の道路沿道等、局地的には依然として厳しい状況にあり、その防止・改善対策を着実に進めることが、肝要です。

このような状況を踏まえ、自動車の環境対策を推進するため、以下の施策に取り組んで参ります。

### (1) 環境対応車の開発・普及促進

まず、自動車単体の燃費向上に関する点は、2022年度小型貨物車燃費基準など、新たな燃費基準の策定に向けた検討を進めて参ります。また、燃費性能の優れた自動車が普及するよう、自動車燃費の評価・公表制度を引き続き運用して参ります。

地球温暖化対策の観点から、高効率ハイブリッドトラック、プラグインハイブリット大型車の技術開発及び実用化の促進を図るため、今年度も引き続き、実証走行試験や実機試験を行うなど、技術開発及び実用化の促進に向けた取り組みを進めて参ります。

### の展開

さらに、環境性能に優れた車両の普及を図るため、エコカー減税（自動車重量税及び自動車取得税）及びグリーン化特例（自動車税）といった政策税制や事業用自動車に対する低公害車（CNG自動車及びハイブリッド自動車）の購入補助制度等による支援を推進して参ります。

### (2) 環境対応車を活用したまちづくり

環境対応車を活用した低炭素まちづくりの実現及び環境対応車の普及促進に向けて、運送事業者等による電気自動車の集中的導入に係る先駆的な取組の支援を行つて参ります。

行つて参ります。中でも水素を燃料とする燃料電池自動車の導入支援について積極的に対応して参ります。また、超小型モビリティについては、地域における新たな移動手段として、公道走行を可能とする認定制度や地方自治体等の主導による先導導入等を支援する補助事業により導入を促進しているところであります。本年も引き続き普及促進を進めて参ります。

まず、新車対策として、これまでにも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施して参りましたが、ディーゼル車の規制強化を中心としたポスト新長期規制が平成21年10月から順次適用されており、現在では継続生産車も含めた全車に適用されています。また、平成22年7月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第10次答申）」において、ディーゼル重量車の次期排出ガス規制を平成28年末までに導入することが提言されており、本年3月を目途に導入に向けた作業を進めて参ります。また、昨年3月に成立了した乗用車等の国際調和排ガス・燃費試験法（WLTP）の速やかな国内導入に向けて不正軽油の使用排除に取り組んで参ります。

### (3) 自動車排出ガス対策・騒音対策の推進

まず、新車対策として、これまでにも全ての車種において世界最高水準の排出ガス規制を実施して参りましたが、ディーゼル車の規制強化を中心としたポスト新長期規制が平成21年10月から順次適用されており、現在では継続生産車も含めた全車に適用されています。また、平成22年7月の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について（第10次答申）」において、ディーゼル重量車の次期排出ガス規制を平成28年末までに導入することが提言されており、本年3月を目途に導入に向けた作業を進めて参ります。また、昨年3月に成立了した乗用車等の国際調和排ガス・燃費試験法（WLTP）の速やかな国内導入に向けて不正軽油の使用排除に取り組んで参ります。

### の展開

次に、使用過程車対策としては、引き続き自動車NO<sub>x</sub>・PM法による車種規制を着実に進めるとともに、街頭検査等を通じて不正軽油の使用排除に取り組んで参ります。

### (4) 自動車騒音対策の推進

また、自動車騒音対策については、タイヤ単体騒音規制及び四輪車の車外騒音規制について、国際基準を国内導入することについて検討を行つて参ります。

## 陸送協会ニュース

## 3. 自動車の安全・環境基準の国際調和及び認証の相互承認の推進

自動車基準・認証分野での国際展開につきましては、「自動車基準認証国際化行動計画」に沿って活動を進め、乗用車に関する国際基準調和の進捗など着実に成果を上げてきました。今後、更なる成果を上げるために、本年は以下の施策を実施して参ります。

一つ目は、自動運転をはじめとする新技術に関する国際的な議論への戦略的な参画です。本年は、国連自動車基準調和世界フォーラム（W P 29）下に設置された「自動運転分科会」において、議長の立場で我が国が自動運転技術の議論を本格的に進めて行くとともに、車線維持支援装置等の技術に関する具体的な国際基準の策定を日本が主導していきます。

二つ目は、国際的な車両認証制度（I W V T A）の深化・拡大です。本年は、平成28年の制度創設に向け、引き続き官民が連携して最終化に努める他、対象基準の増加や乗用車以外のカテゴリーへの拡大などの議論にも積極的に参画して参ります。

三つ目は、新興国の国連協定への加入促進です。W P 29を真に国際的な会議体へと変えていくことを目指します。

最後に、アジア諸国等に対しましては、交通・環境実態を踏まえた適切な施策の導入等を促進するための協力をより一層進めています。

併せて、本年は、「自動車基準認証国際化行動計画」の見直しも予定しています。

## 4. 自動車情報の一層の利活用の推進

自動車関連情報の利活用については、平成25年6月に「世界最先端ＩＴ国家創造宣

言」が閣議決定されたことを受けて、自動車関連情報における産業革新、イノベーションの創出や、自動車関連手続きの利用環境

の向上の視点から、有識者からなる「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会」を昨年2月に設置し、昨年12月まで10回にわたり検討を行つてまいりました。本検討会では、①安全OBDに対応したスキヤンツールの共通化、②テレマティクス等を活用した安全運転促進保険、③トレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化、④検査と整備の高度化・効率化の4つのサービス等を自動車関連情報の利活用の重点テーマとして位置付けるとともに、自動車関連情報の利用環境の向上についても併せてご議論いただきました。

今後、最終とりまとめを公表し、年度内に「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョンを策定の上、自動車関連情報の利活用による新サービス・新産業の創出、自動車関連手続きの利用環境の向上」の実現に向けた取組みを進めて参ります。

自動車の保有関係手続きのワンストップサービス（O S S）は、従来、警察署や県税事務所に個別に出頭する必要があつた新車新規登録の各種行政手続きをオンラインで一括して行えるようになり、申請者の手続きの負担軽減等を図るサービスです。現在、11都府県において利用が可能となつてお

り、その利用率は6割を超えていました。O S Sの今後の展開としては、平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、平成29年度までにO S Sについて全国展開や対

象手続きの拡大により抜本的に拡大し、利便性向上を図るとされております。

国土交通省としては、抜本的な拡大の実現に向け、M O T A S・O S Sのシステム更改等にかかる予算要求、都道府県に対する積極的な働きかけ等を行つております。これを受けて、都道府県においても、O S S導人に必要な予算要求の実施等、前向きに取り組んで頂いているところです。引き続き、関係機関と連携・協力しながら、O S Sの一層の利用促進について具体的な検討を進める等、O S Sの抜本的な拡大・利便性向上に向けた取組みを行つて参ります。

また、個々の自動車の登録検査は、自動

車の流通や国民の財産権の保護のため、国が直接行い、自動車の登録情報を自動車登録検査電子情報システム（M O T A S）で管理しており、極めて重要な社会基盤となっています。仮に大規模災害等により本システムが被災し登録検査業務が停止した場合、全国の自動車取引に重大な支障が発生し、我が国の経済活動や国民の権利保全に深刻な影響を及ぼすこととなります。このような事態が生じないよう、来年1月のシステム更改にあわせ、バックアップシステムの信頼性の向上等を図り、M O T A S等の災害時対応力の強化に向けた対策を進めて参ります。

さらに2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、国民的機運の醸成や意識の高揚を図る観点から、我が国初となる五輪特別仕様のデザインを施したナンバープレートの交付に向けた具体的な方

策を検討するため、昨年2月に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を設置したところです。国土交通省としては、大会の成功に貢献すべく、五輪特別仕様のナンバープレートを平成27年度のできるだけ早期に交付することを目指し、検討を進めています。

## 5. 独立行政法人等に係る動き

自動車検査登録業務等のあり方については、一昨年12月24日に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、平成28年4月の独立行政法人交通安全環境研究所及び自動車検査独立行政法人の統合及び国の登録業務の一部の統合法人への移管等が盛り込まれました。

特に法人統合により、自動車の設計から新車、使用の段階までの業務を総合的に実施することが可能となり、例えば、膨大な検査情報からリコールの可能性のあるものを分析することによりリコールの迅速化を図ることや、燃料電池自動車や自動運転システム等の国際標準獲得にあたり、現場での技術情報・知見を持つ世界唯一の研究機関として、国際的な基準提案力・発信力を強化する等、自動車ユーチャーの安全・安心の確保と我が国自動車技術の国際標準獲得の両立を実現するために必要な体制構築を進めて参ります。

これらの諸施策の実行にあたつては、国民各位、関係者の皆様のご理解ご協力が不可欠です。本年も、自動車技術行政に格別のご支援とご協力を賜りますようお願いしますとともに、皆様にとって明るい年となれるよう祈念しましてご挨拶といたします。

年  
頭  
の  
辭

国土交通省  
自動車局自動車情報課長

池光 崇



平成27年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭のご挨拶を申し上げます。

最近の我が国の経済は、緩やかな景気の回復がみられる中、デフレ脱却に向けた歩みを着実に前進しています。

日本の基幹産業である自動車業界においては、昨年4月の消費税増税の影響により販売が落ち込みましたが、平成26年(1月から12月まで)の新車販売台数は前年比を3・5%増の556万台となり、3年連続で500万台を超えている状況です。

本年の我が国経済においては、成長戦略の着実な実現を図ることなどにより、アベノミクスの成果を確実なものとすることが最重要課題であります。自動車情報関係につきましても、『日本再興戦略』改訂2014に盛り込まれている自動車関連情報の利活用の推進、ワントップサービス(OSS)の抜本的拡大を一層進めていくとともに、自動車の魅力向上や地方創生の観点から、オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレートやこれを含む団柄入りナンバーの導入についても検討を進めているところです。

具体的に、自動車関連情報の利活用については、平成25年6月に「世界最先端IT国家創造宣言」が閣議決定されたことを受けて、自動車関連情報の利活用に

よる新サービスの創出・産業革新や、自動車関連手続きの利用環境の向上の2つの視点から有識者からなる「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン検討会」を設置し、昨年2月から12月まで10回にわたり検討を行つてまいりました。

本検討会では、①安全OBDに対応したスキヤンツールの共通化、②テレマティクス等を活用した安全運転促進保険、③トレーサビリティ・サービスの展開による自動車流通市場の活性化、④検査と整備の高度度・効率化の4つのサービス等を自動車関連情報の利活用の重点テーマとして位置付け、また、自動車関連手続の利用環境の向上についても併せてご議論いただきました。

これらの取組みは、昨年6月に閣議決定された政府全体の成長戦略である『日本再興戦略』改訂2014において「自動車関連情報の利活用による新サービスの創出等を推進すること」が盛り込まれ、さらに、自動車関連手続きの利用環境の向上に関しては、金融、医療・介護・健康、戸籍、旅券と同様に自動車登録手続についてもマイナンバーの活用が盛り込まれることとなりました。

また、昨年6月に閣議決定された「世界最先端IT国家創造宣言(改訂)」及び

同宣言の工程表においても「自動車関連情報の利活用を進める」とこととされております。

今後、最終とりまとめを公表し、年度内に「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」を策定の上、「自動車関連情報の利活用による新サービス創出・産業革新」、「自動車関連手続きの利用環境の向上」の実現に向けた取組みを進めて参ります。

次に、自動車の保有関係手続きのワンストップサービス(OSS)については、従来、自動車の保有に伴つて運輸支局等や警察署、県税事務所に個別に赴いて手続きする必要があつた各種行政手続きをオンラインで一括して行えるようになり、申請者の負担軽減等を図るものであります。現在、11都府県において利用されており、その利用率は6割を超えている状況です。

OSSについては、平成25年12月に閣議決定された「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」において、「平成29年度までに全国展開や対象手続きの拡大により抜本的に拡大する」とこととされています。

これを受けまして、国土交通省では、平成29年1月からのOSS抜本的拡大におけるOSSのシステム更改等にかかる予算要求を行うとともに、都道府県に対してもOSSの導入に係るコストの低減策を提案する等の働きかけを積極的に行っております。

また、昨年6月に策定された「自動車関連情報の利活用に関する将来ビジョン」が閣議決定され、自動車関連情報の利活用促進を実現するための対策としてOSSを利用した場合の手数料引下げや審査手続き見直しによる窓口手続きとの差別化等についても検討を進める」ととされており、今後はOSSの利用促進のための具体策についても検討して行く予定です。

最後になりますが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレートについてであります。2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向け、国民的機運の醸成や意識の高揚を図る観点から、我が国初となる五輪特別仕様のデザインを施したナンバープレートの交付に向けた具体的な方策を検討するため、昨年2月に国土交通省内に「2020年オリンピック・パラリンピック東京大会特別仕様ナンバープレート実施本部」を設置したところです。国土交通省としては、五輪特別仕様のナンバープレートを平成27年度のできるだけ早期に交付することを目指し、自動車登録番号標交付代行者等のご協力も得ながら検討を進めて参ります。

本年も引き続き、我が国の自動車関連業界の活性化と自動車ユーザーの利便向上のため、国土交通省としても更に一層積極的な行政を展開して参る所存であります。皆様方におかれましては、本年も引き続き、ご理解とご協力を賜りますよう心よりお願い申し上げるとともに、本年が皆様方にとつて素晴らしい一年となりますことを祈念し、新年のご挨拶とさせて頂きます。

## 理事会だより

### 11月定例理事会並びに 日本自動車車体工業会との合同研修会

開催日：平成26年11月14日（金）

会 場：東京都トラック総合会館 6階

議 題：

《理事会》

1. 平成26年度事業報告及び決算見込みについて
2. 平成27年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
3. 平成26年度通常総会及び創立50周年事業(DVD視聴等)について
4. 役員の変更について
5. 日本陸送協会における人事・組織運営について
6. 「自走車の高速道路における使用実態調査」の結果について
7. 「積載車の路上積み降ろし実態調査」の集計状況について
8. 「教育・認定制度」について
9. 国交省・回送運行許可制度の見直しへの要望について
9. その他

以上の議題にそって審議が行われた。

### 《合同研修会》

- ・テーマ：「車両運搬車の生産状況及び安全対策等について」

#### (一社)日本自動車車体工業会 出席者

細谷車体工業株	分会長 代表取締役社長	細谷 貞治
〃	営業担当マネージャー	谷口 雅則
株浜名ワークス	幹事 常勤監査役	田村 憲一
〃	営業統括	小出 達美

(株)矢野特殊自動車	特殊営業部課長	大坪 和則
新明工業(株)	車両特殊事業部特搜部部長	村瀬 浩一
(株)花見台自動車	専務取締役	能條 幹也
尾張車体工業(株)	営業部次長	石川 孝行
アジア工業(株)	代表取締役	片山 尚一
(一社)日本自動車車体工業会	業務部次長	中居 壽明

### 第2回 50周年記念史作成分科会

日 時：平成26年12月23日（火）

14:00～16:00

場 所：東京都トラック総合会館 6階 中会議室

議 題：

- ① 50周年記念史DVDの視聴
- ② その他



## 行政だより

### 警察庁からの協力依頼について

警察庁交通局長から平成27年1月5日付けで協力依頼がありました。

平成23年3月31日に中央交通安全対策会議（内閣府）において策定しました、「第9次交通安全基本計画（平成23年度から平成27年度）」の最終年度に当たる本年は、同計画の「平成27年までに24時間死亡者数を3,000人以下」とし、世界一安全な道路交通を実現する」との目標達成にむけ、なお一層の取り組みが求められております。その目標達成に向けて、会員の皆様も主旨を理解して頂いて、安全で快適な交通社会の実現に向けてご尽力をお願い致します。

なお、平成26年度の24時間死亡者数は、4,113人となっております。

（一社）日本陸送協会 会長 殿



謹言

平成27年1月5日



警察庁からの依頼書

## 「教育・認定制度」の推進について

### 関東支部

#### 「教育・認定制度」

#### 第5回積載ドライバー教育

開催日／平成26年11月8日  
会場／日産自動車追浜車両センター

受講者／11名  
来賓  
国土交通省自動車局  
自動車情報課長 池光 崇様  
寺門専務理事  
次長 和迩健二様  
水野副会長  
協会本部

- 天候が危ぶまれましたが無事午前中の座学、午後の実技と行われ実技の前に和迩次長より挨拶をいたしました。
- 基本の大切さを忘れずに、安全運転に必要な環境つくりを行つて行ければと思います。
- 非常に実りのある研修でした、会社に戻りその他のドライバーの方にも今日教えて頂いたこと、特に指さし呼称の大切さを話し、実施して行きたいと思います。



### 中部支部

#### 「教育・認定制度」

#### 第15回積載ドライバー教育

開催日／平成26年11月19日  
会場／トヨタ輸送労働組合会議室・トヨタ

受講者／10名  
来賓  
会場／三菱ふそう 平岡会館  
受講者数／11名  
開催日／平成26年11月14日  
会場／三菱ふそう 平岡会館  
受講生の感想  
・初心を忘れずにこれから仕事を取り組んでいく。（講義で作業を見直すことが出来た）  
・改めて、安全と仕事の向上に努力して行く。（他の業者さんとともに多かった）

#### 第4回自走ドライバー教育

開催日／平成26年11月14日  
会場／三菱ふそう 平岡会館  
受講者数／11名  
受講生の感想  
・今日受講したことを活かし、今後も事故のない作業・運転を心掛ける。

### 近畿支部

#### 「教育・認定制度」

#### 第2回自走ドライバー教育

開催日／12月12日  
会場／池田市民文化会館

受講者数／4名  
来賓／近畿運輸局 山口専門官

- 改めてトレーラの特性や安全運転について学べたことが良かつたです。今後の仕事に対し活力になりました。



### 今後の予定

- |      |                      |
|------|----------------------|
| 1/15 | 自動車工業会との合同研修会        |
| 1/22 | 1月定例理事会              |
| 1/26 | 中部支部「教育・認定制度」運行管理者教育 |
| 2/19 | 臨時理事会                |
| 2/19 | 通常総会                 |
| 2/19 | 創立50周年記念式典・祝賀会       |
| 2/27 | 九州支部総会               |
| 3/2  | 四国支部総会               |
| 3/4  | 北海道支部総会              |

### 事務局日誌

#### 経過報告

- |       |                        |
|-------|------------------------|
| 11/8  | 関東支部「教育・認定制度」積載ドライバー教育 |
| 11/14 | 11月定例理事会及び車体工業会との合同研修会 |
| 11/14 | 関東支部「教育・認定制度」自走ドライバー教育 |
| 11/19 | 中部支部「教育・認定制度」積載ドライバー教育 |
| 12/3  | 第1回記念史作成分科会            |
| 12/12 | 近畿支部「教育・認定制度」自走ドライバー教育 |
| 12/23 | 臨時正副会長会議兼総務部会          |
| 12/23 | 第2回記念史作成分科会            |

#### 入会

平成27年1月 (株)ベスト・トランスポーティング 埼玉営業所

#### 退会

平成26年12月 (株)UACJ物流 豊川営業所  
平成26年12月 (株)フリーダム

#### 事務局からの新年の挨拶

# 謹賀新年



本年も陸送業界発展のため、本部一同頑張って参りますのでよろしくお願い致します

(一社)日本陸送協会本部事務局 一同



再生紙使用